

農産物検査の検査結果等報告 マニュアル

令和5年6月28日
岡山県農林水産部農産課

目 次

検査結果報告

第 1	検査結果報告書の作成	．．．	1
第 2	検査結果報告書の提出	．．．	1
第 3	報告書の取りまとめ等	．．．	1
第 4	検査結果の公表等	．．．	1

第1 検査結果報告書の作成

地域登録検査機関は、自らが実施した農産物検査について、農産物検査法第20条第3項及び農産物検査法施行規則第20条の規定に基づき、農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日（平成13年3月22日農林水産省告示第445号。以下「報告規程」という。）に定めるところにより、規則第20条に掲げる事項を記載した検査結果報告書を作成する。

なお、検査結果報告書は、電磁的方式により作成することができるものとする。

第2 検査結果報告書の提出

地域登録検査機関は、第1の報告書を報告規程に定める期日までに、電子メール等により知事に報告する。この際、公印については省略することができる。

ただし、報告の期日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。）第1条第1項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ知事に報告するものとする。

第3 報告書の取りまとめ等

知事は、地域登録検査機関から提出された検査結果を別表に掲げる様式にとりまとめ、別表に掲げる期日までに電子メール等により地方農政局長に報告する。

ただし、報告期日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ地方農政局長に報告する。

第4 検査結果の公表

1 公表時期

知事は、取りまとめた検査結果について、公表の必要があると認める場合は、農林水産省農産局長が公表した後に、ホームページへの掲載等により公表を行うことができる。

この場合、知事は、地方農政局長から登録検査機関であって農産物検査を行う区域が複数の区域である登録検査機関（以下「広域登録検査機関」という。）の検査結果の提供を受け、地域登録検査機関と広域登録検査機関の検査結果を合算したものとする。

2 公表内容

検査結果の公表内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 国内産米穀の検査結果
- (2) 国内産麦類の検査結果
- (3) 国内産大豆の検査結果
- (4) 輸入農産物の検査結果
- (5) 知事が公表の必要があると認める検査結果

別表

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	都道府県知事の報告期日 ^(注)
品位等検査	米穀（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	当年産（生産された年の翌年の10月31までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同じ。）の検査を開始した日から8月31日までの間	様式第1号、様式第1号-2及び様式第2号	9月20日
			当年産の9月から12月までの毎月の1日から末日までの間		翌月の20日
			当年産の翌年1月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日
			当年産の翌年4月1日から翌年6月30日までの間		翌年7月20日
			当年産の翌年7月1日から翌年10月31日までの間		翌年11月20日
	麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第3号	9月20日
			9月1日から10月31日までの間		11月20日
			11月1日から翌年1月31日までの間		翌年2月20日
			翌年2月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日
	大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第1号及び様式第4号	翌年1月20日
			翌年1月から翌年3月までの毎月1日から末日までの間		翌月の20日
	小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌年1月20日
			翌年1月1日から翌年2月末日までの間		翌年3月20日
			翌年3月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日
	輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第6号	翌年7月20日
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年3月31日までの間	様式第7号	翌年5月20日

(注) 県民局は、地域登録検査機関のデータを取りまとめ、都道府県知事の報告期日の5日前までに農産課へ報告すること。

様式第1号

番 号
年 月 日

中国四国農政局長 殿

岡山県知事

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度 _____

(単位：kg)

都道府県名	農産物の種類	検査区分	銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	特 上	特 等	1 等 (合 格)	2 等	3 等 (等 外)	規格外 (等外上)	備 考

- 備考1 「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第3条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第5条第1項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）、法第6条の品位等検査（麦の品位等検査）及び法第9条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）の別を記載すること。
- 2 大豆の検査結果にあつては、会計年度の累計とし、生産年度ごとに別葉とすること。
- 3 3検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。

中国四国農政局長 殿

岡山県知事

水稻うるち玄米の機械鑑定による品位についての検査の検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度 _____

(単位：kg)

都道府 県名	農産物 の種類	検査区分	銘柄	荷造り及び 包装	量目	検査総 数量	品位の測定結果												
							容積重	白未熟 粒	水分	死米	胴割粒	砕粒	着色粒	異種穀粒		異物			
														基準値 以下	基準値 超	基準値 以下	基準値 超		

- 備考1 「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第3条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第5条第1項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）の別を記載すること。
- 2 「農産物の種類」の欄には、「水稻うるち玄米」と記載すること。
 なお、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第1条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果にあつては、別葉とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。
- 3 品位の測定結果については、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）第一の二の（三）のハの（ロ）に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づく測定値の加重平均値等を記載する。ただし、異種穀粒及び異物については「基準値超」又は「基準値以下」となった加重割合を記載する。

様式第2号

番 号
年 月 日

中国四国農政局長 殿

岡山県知事

国内産米穀の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度 _____

(単位：kg)

都道府県名	農産物の種類	等級	検査数量	整粒不足	形質	水分過多	被害粒	死米	着色粒	異種穀粒	異物	その他

備考1 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第1条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果にあつては、別葉とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。

様式第3号

番 号
年 月 日

中国四国農政局長 殿

岡山県知事

国内産麦類の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度 _____

(単位：kg)

都道府県名	農産物の種類	等級	検査数量	容積重	整粒不足	形質	水分過多	被害粒						異種穀粒	異物			その他		
								計	発芽粒	赤かび粒	黒かび粒	たい色粒	裂皮粒又は剥皮粒		その他	計	なまぐさ 黒穂病粒		麦角粒	その他

様式第5号

番 号
年 月 日

中国四国農政局長 殿

岡山県知事

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書 (年 月 日現在累計)

生産年度 _____

(単位: kg)

都道府県名	農産物の種類	銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	1 等 (合 格)	2 等	3 等 (等 外)	規格外 (等外上)	備 考

- 備考1 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。
- 備考2 会計年度の累計とし、生産年度ごとに別葉とすること。
- 備考3 そばの検査数量は0.5kg単位とすること。

中国四国農政局長 殿

岡山県知事

外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 4 月 1 日から 年 3 月 31 日まで）

（単位：トン）

都道府県名	種 類	銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	1 等 (合格)	2 等	3 等	4 等	5 等	規格外	備 考

備考 1 「種類」の欄には、政府買入委託契約、売買同時契約（SBS契約）及び民間貿易の別並びに農産物の種類（米穀、小麦、大麦・はだか麦及びその他農産物の別）を記載すること。

2 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。

様式第7号

番 号
年 月 日

中国四国農政局長 殿

岡山県知事

成分検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

（単位：kg）

都道府県名	証明番号	種 類	生産年度	銘 柄	検査数量	測定結果			備 考
						たんぱく質	アミロース	でん粉	

備考1 「備考」の欄に検査を行った登録検査機関名を記載すること。